

広島県告示第五百五十九号

平成二十六年八月十九日からの大雨により、広島市において多数の住宅被害が生じたため、同市の区域内において発生した大雨災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十六年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦